

地方における本社機能の拠点の強化を行う事業者に対する特例Q & A

【目次】

1 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画の作成について

- Q1-1 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画とはどのようなものですか。
- Q1-2 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画は、誰が作成し、どこに認定申請するものですか。
- Q1-3 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画を市町村のみで作成することができないのはなぜですか。
- Q1-4 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画は、新たに作成しなければいけませんか。
- Q1-5 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画には、どのような事柄を記載することが必要ですか。
- Q1-6 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画に定める地方活力向上地域又は準地方活力向上地域（移転型事業の対象地域）は、どのような地域とすることが必要ですか。
- Q1-7 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画に定める地方活力向上地域（拡充型事業の対象地域）は、どのような地域とすることが必要ですか。
- Q1-8 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業の対象外となる地域はどこですか。
- Q1-9 地方活力向上地域を設定するにあたって、移転型事業の対象地域と拡充型事業の対象地域を同じとすることはできますか。
- Q1-10 拡充型事業を実施しない地域再生計画は認定されますか。
- Q1-11 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画の計画期間に上限はありますか。
- Q1-12 都道府県又は都道府県及び市町村が作成した地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画の認定基準は何ですか。
- Q1-13 地域再生計画の認定は取り消されることがありますか。
- Q1-14 地域再生協議会を設置する場合、他の協議会の枠組みを活用することはできますか。

2 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について

- Q2-1 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画は、誰が作成し、どこに認定申請するものですか。
- Q2-2 グループ通算制度の適用法人が地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定申請を行う場合、通算法人連名で申請を行う必要がありますか。
- Q2-3 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業とはどのような事業ですか。
- Q2-4 東京23区を除く集中地域から地方活力向上地域への移転は対象となりますか。また、地方活力向上地域から地方活力向上地域への移転の場合はどうなりますか。

- Q2-5 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の事業期間に上限はありますか。
- Q2-6 特定業務施設とはどのようなものですか。
- Q2-7 令和6年度から特定業務施設の対象となった商業事業部門（一部）のために使用される事務所とはどのようなものですか。
- Q2-8 令和6年度から特定業務施設の対象となったサービス事業部門（一部）のために使用される事務所とはどのようなものですか。
- Q2-9 コールセンターは特定業務施設に該当しますか。
- Q2-10 どのような方法で特定業務施設を整備する場合に、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定の対象となりますか。
- Q2-11 特定業務施設の整備に該当する用途変更とはどのようなものですか。
- Q2-12 用途変更におけるQ2-11①の整備及び②のオフィス環境の整備にはどのようなケースが該当しますか。
- Q2-13 「サテライトオフィス」は特定業務施設に該当しますか。
- Q2-14 特定業務児童福祉施設は、どのような施設が対象となりますか。
- Q2-15 特定業務児童福祉施設は、従業員以外の住民も利用可能でしょうか。
- Q2-16 特定業務福利厚生施設は、どのような施設が対象となりますか。
- Q2-17 特定業務福利厚生施設や特定業務児童福祉施設は、特定業務施設から離れている場所で整備することは可能でしょうか。
- Q2-18 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画はいつまでに認定を受けることが必要ですか。
- Q2-19 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定基準は何ですか。
- Q2-20 令和8年度から特定業務施設において増加させる特定業務に従事する常時雇用する従業員数の認定基準はどのように変更されますか。
- Q2-21 移転型事業の増加従業員数に関する要件におけるみなし転勤者とはどのようなものですか。
- Q2-22 特定業務施設における従業員数は増加するものの、法人又は個人事業者全体の従業員数は減少するような場合、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けることができますか。
- Q2-23 新たに整備する特定業務施設に本社機能を有している業務施設を移転した後、引き続いて当該特定業務施設を拡張するような場合や従業員を増加させようとする場合、移転型事業と拡充型事業それぞれの認定を受けることが必要ですか。
- Q2-24 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の対象となる業種はありますか。
- Q2-25 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の変更申請の手続はどのような場合に必要となりますか。
- Q2-26 中小企業者の定義は何ですか。
- Q2-27 令和8年度から女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づく男女間賃金差異の公表義務を履行していない場合、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けることはできますか。

3 特例措置について

- Q3-1 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る特例措置は何ですか。
- Q3-2 独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証とはどのようなものですか。
- Q3-3 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた場合、直ちに独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証を受けることができますか。
- Q3-4 独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証の相談窓口はどこですか。
- Q3-5 地域再生法に基づくオフィス減税とはどのようなものですか。
- Q3-6 令和8年度から措置されるオフィス減税の上乗せ措置とはどのようなものですか。
- Q3-7 地域再生法に基づくオフィス減税の税目は何ですか。
- Q3-8 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って整備した特定業務施設及びこれと併せて整備される特定業務児童福祉施設にかかるオフィス減税の適用を受けるためには、いつまでに建物を取得等することが必要ですか。
- Q3-9 同一の建物内に対象施設（特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務児童福祉施設をいう。）以外の業務施設（工場や店舗等）を有する場合、オフィス減税の対象となる設備投資額はどのように算定しますか。
- Q3-10 自治体等から補助金を受けて取得した建物等はオフィス減税の対象となりますか。
- Q3-11 建物の賃借や用途変更による整備も、オフィス減税の対象となりますか。
- Q3-12 認定事業者において事業主都合による離職者がいないことの要件を満たすためにはどのようなことが必要ですか。
- Q3-13 事業主都合による離職者がいないことの要件で対象となるのはどのような労働者ですか。
- Q3-14 事業主都合による離職者がいないことを証明するために、必要となる手続はどのようなものですか。
- Q3-15 雇用促進計画はEメールや郵送で提出することはできますか。
- Q3-16 合併等により組織再編が行われた場合は、どの範囲で事業主都合による離職者がいないことの要件を満たすことが必要となりますか。
- Q3-17 上乗せ措置の要件となっている特定雇用者はどのような労働者が対象となりますか。
- Q3-18 オフィス減税の上乗せ措置の適用を受けるために必要となる手続はどのようなものですか。
- Q3-19 複数の地域でそれぞれ地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けて特定業務施設を整備する予定です。雇用促進計画は1つにまとめて作成するのでしょうか。
- Q3-20 特定雇用者の採用を複数回に分けて行った場合や、事業年度中に特定雇用者の離職があった場合には供用年度の終了の日における特定雇用者数はどのように算出しますか。
- Q3-21 すでに雇用促進計画を事業年度開始後2ヶ月以内に提出している事業者が、当該事業年度の途中に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた場合、オフィス減税の上乗せ措置を受けるために必要となる手続はどのようなものですか。

- Q3-22 令和6年度税制改正におけるオフィス減税に関する経過措置とはどのような
ものですか。
- Q3-23 令和8年度税制改正におけるオフィス減税に関する経過措置とはどのような
ものですか。
- Q3-24 令和8年度税制改正における雇用促進税制に関する経過措置とはどのような
ものですか。
- Q3-25 地域再生法に基づく地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置とはどのよ
うなものですか。
- Q3-26 不均一課税ではなく、課税免除を行った場合でも、減収補填措置の対象とな
りますか。
- Q3-27 地域未来交付金を活用した地方公共団体による認定事業者への補助制度とは
どのようなものですか。
- Q3-28 日本政策金融公庫による融資制度とはどのようなものですか。
- Q3-29 日本政策金融公庫による融資制度の相談窓口はどこですか。

1 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画の作成について

Q1-1 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画とはどのようなものですか。

【回答】

地域が行う地域再生のための自主的・自立的な取組を総合的かつ効果的に支援するため、地域再生法（平成17年法律第24号）に基づく地域再生計画の認定制度があります。

この地域再生計画に記載できる事項のうち、地域再生を図るために行う事業に関する事項として、特定業務施設を整備する事業に関する事項が記載できます。

Q1-2 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画は、誰が作成し、どこに認定申請するものですか。

【回答】

地方公共団体が作成し、内閣総理大臣（受付は内閣府）に認定申請します。

地方活力向上地域等特定業務施設整備事業が記載された地域再生計画については、都道府県が単独で又は都道府県及び市町村が共同して作成することが必要です（市町村のみで作成することはできません。）。

Q1-3 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画を市町村のみで作成することができないのはなぜですか。

【回答】

地域経済は、単独の市町村の中で完結しておらず、中心市に周辺市町村の住民が通勤するなど、複数の隣接する市町村が一体となって一つの経済圏を構成していることから広域的な観点から地域再生計画を作成することが必要です。

このため、企業を誘致する上で重要なインフラである道路や空港等の整備にあたって広域的な観点から、都市計画を都道府県が決定することとなっていること、都道府県が企業誘致等の相談窓口になることが多いこと、都道府県も支援施策を多く有していること、公設試験場についても、多くが都道府県により地域の産業集積の状況に応じて設置・運営されていること等の理由から、都道府県の関与を必須としております。

Q1-4 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画は、新たに作成しなければいけませんか。

【回答】

既に内閣総理大臣の認定を受けている地域再生計画に地方活力向上地域等特定業務施設整備事業について記載を加えた上で、変更の認定申請をすることも可能ですが、一般的には新たに作成していただくことを想定しています。

Q1-5 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画には、どのような事柄を記載することが必要ですか。

【回答】

地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画は、以下の事項の記載が必要です。

- ① 地域再生計画の名称
- ② 地域再生計画の作成主体の名称
- ③ 地域再生計画の区域
- ④ 地域再生計画の目標（地域の現状、課題、インフラ整備状況、近年の企業立地動向、今後の見通しなど）
- ⑤ 地域再生を図るために行う事業（移転型事業の対象地域である地方活力向上地域及び準地方活力向上地域、地方活力向上地域内で設定する拡充型事業の対象地域、区域設定の妥当性、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業、特例措置を適用して行う事業、事業者の本社機能を有している業務施設の移転又は拡充の円滑な実施を図るために地方公共団体が独自で行う取組等）
- ⑥ 計画期間
- ⑦ 目標達成状況に係る評価に関する事項（設定する目標や評価時期：始期、中間、終期を設定）

Q1-6 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画に定める地方活力向上地域又は準地方活力向上地域（移転型事業の対象地域）は、どのような地域とすることが必要ですか。

【回答】

移転型事業の対象地域を定めることができる地域は、地域再生法第5条第4項第5号イで定められている地方活力向上地域（三大都市圏の一部地域（集中地域（注））以外の地域であり、地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域）、又は同号ロで定められている準地方活力向上地域（三大都市圏の一部地域（集中地域（注））のうち、首都圏の一部地域以外の地域であり、地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域）となります。具体的には基本方針で定めるとおり、地方の活力の向上を図ることが特に必要な地域として、事業環境の整備を一体的に推し進める地域であって、既存の土地利用計画や企業誘致計画等との整合性を図りながら、地域再生計画の目標を達成するために効率的かつ効果的な地域を地方活力向上地域又は準地方活力向上地域として設定することが必要です。

このため、合理的な理由がないにも関わらず、市町村全域を地方活力向上地域及び準地方活力向上地域とするような地域再生計画は認められません。なお、上記の条件を満たす場合には、現状でオフィス等の集積がない地域（中山間地域等）であっても対象とすることが可能です。

（注） 詳細については、Q1-8を御参照ください。

Q1-7 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画に定める地方活力向上地域（拡充型事業の対象地域）は、どのような地域とすることが必要ですか。

【回答】

拡充型事業の対象地域は、地方活力向上地域の中に、一定の要件を満たした区域として設定することができます。

一定の要件とは、具体的には、

1. 地方活力向上地域を構成する単独又は地域連携して近接する市町村で、
 - ① 人口規模：都市機能の集積や地域連携等の状況を勘案しつつ、地域全体で概ね人口10万人以上の経済圏であること
 - ② 経済活動：昼夜間人口比率（常住人口100人当たりの昼間人口の割合）が著しく低いこと
 - ③ 産業集積度：人口当たり事業所数が著しく少なくないことという要件を満たす市町村からなる地域の中で、さらに、
2. 下記の要件を満たす区域です。
 - ① 自然的・経済的・社会的（注1）に一体の地域であること
 - ② 一定の産業集積が形成されている地域（注2）であること若しくは地域の産業の核として事務所等の集積を図る地域として具体的な計画の対象になっていること（注3）又は事業所、営業所その他の業務施設の立地を図るため地方公共団体によって産業基盤としてのインターネットその他の高度情報通信ネットワークが整備されていること（注4）若しくはその立地を図るための地方公共団体が定めるインターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備を図るための具体的な計画の対象となっていること（注5）
 - ③ 近隣の大学、高等専門学校、研究施設等が存在し、研究開発に係る一定の環境が整っている地域であること（注6）
 - ④ 洪水、浸水、津波、高潮等による災害の発生のおそれのある土地の区域、優良な集団農地その他長期にわたり農用地として保存すべき土地の区域、優れた自然の風景を維持し、都市の環境を保持し、水源を涵養し、土砂の流出を防備する等のため保全すべき土地の区域（注7）を含まないこと

（注1）「自然的」とは地理的に分断されておらず連続性を有することをいい、「経済的」とは、地域内での取引等が継続的に反復して行われていることをいい、「社会的」とは、単独又は複数の市町村又は特別区を単位としていることをいう。これらを総合的に勘案し、一体性を損なわない程度であれば、飛び地も可能。

（注2）「一定の産業集積が形成されている地域」とは、県内企業の賦存状況に鑑み、本社機能等を有する事業所が主に所在している地域をいう。

（注3）「事務所等の集積を図る地域として具体的な計画の対象になっている」とは、再開発計画、工業団地の造成の対象地域となっている等、地元自治体等が実効性のある整備計画を有していることをいう。

（注4）「事業所、営業所その他の業務施設の立地を図るため地方公共団体によって産業基盤としてのインターネットその他の高度情報通信ネットワークが整備されていること」とは、インターネットをはじめとする高度情報通信ネットワークが、単に民間事業者によるビジネスの一環ではなく、事業者の当該地域への立地を促すことを目的のひとつに

掲げた上で自ら財政負担するなど、地方自治体の主体的な関与によって整備されている地域をいう。

(注5) 「その立地を図るための地方公共団体が定めるインターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備を図るための具体的な計画の対象となっている」とは、(注4)で示したインターネット等の整備の対象地域となっている等、地元自治体の実効性のある整備計画を有していることをいう。

(注6) 教育及び研究を行う大学等が対象地域外にある場合、30分以内にアクセスできることが目安である。大学等に特に専攻等に制限はないが、大学、高専、専修学校等のほか、公的研究機関（例えば自治体の公設試験場）等、特定業務施設において行われる業務に資する知識、技術等に関与するものをいう。

(注7) 「優れた自然の風景を維持し、都市の環境を保持し、水源を涵養し、土砂の流出を防備する等のため保全すべき土地の区域」とは、歴史的風土特別保存地区や貝塚、古墳その他の文化財が良好な状態で保存されている地域、自然公園法（昭和32年法律第161号）に規定する自然公園、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、森林法（昭和26年法律第249号）に規定する保安林、保安施設地区、鳥獣保護法（平成14年法律第88号）に規定する鳥獣保護区、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に規定する生息地等保護区等の環境保全上重要な地域等をいう。

Q1-8 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業の対象外となる地域はどこですか。

【回答】

拡充型事業については、地域再生法第5条第4項第5号イに定める集中地域です。具体的には、以下の三大都市圏の一部地域になります。

- ① 首都圏整備法（昭和31年法律第83号）で定める既成市街地及び近郊整備地帯
- ② 近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）で定める既成都市区域
- ③ 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和41年政令第318号）で定める名古屋市の特定の区域

移転型事業においては、地域再生法第5条第4項第5号ロに定める、集中地域のうち人口の過度の集中を是正する必要がある地域及びその周辺の地域です。具体的には、首都圏整備法で定める既成市街地及び近郊整備地帯になります。

Q1-9 地方活力向上地域を設定するにあたって、移転型事業の対象地域と拡充型事業の対象地域を同じとすることはできますか。

【回答】

原則できません。ただし、対象地域の設定には要件があるため、それぞれの要件を満たす適切な地域を設定した結果として同一地域となることを必ずしも妨げるものではありません。

Q 1-1 0 拡充型事業を実施しない地域再生計画は認定されますか。

【回答】

移転型事業だけでは地域再生計画の認定基準（注）である円滑かつ確実な実施が見込まれないため、原則、拡充型事業の対象地域が設定されない地域再生計画は認定できません。

ただし、すでに具体的な案件があるなど、移転型事業のみで地域再生計画の円滑かつ確実な実施が見込まれ、同計画の目標達成の見込みが高いことの合理的な説明がある場合はこの限りではありません。

（注） 詳細については、Q 1-1 2を御参照ください。

Q 1-1 1 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画の計画期間に上限はありますか。

【回答】

地域再生計画の長短について特段の定めはありませんが、計画期間の設定にあたっては、地域再生計画に記載した取組を実施するために必要となる合理的な期間を設定してください。

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の事業期間の上限や課税の特例措置の適用期間等を踏まえると、5年程度を想定しています。

Q 1-1 2 都道府県又は都道府県及び市町村が作成した地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画の認定基準は何ですか。

【回答】

地域再生計画の目標、地域再生を図るために行う事業、地方活力向上地域又は準地方活力向上地域、計画期間等が次に掲げる基準に適合すると認めるときに認定されます。

- ① 地域再生基本方針に適合するものであること
- ② 当該地域再生計画の実施が、当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与すると認められること
- ③ 円滑かつ確実に実施されると見込まれること

Q 1-1 3 地域再生計画の認定は取り消されることがありますか。

【回答】

地域再生計画の認定を受けた後であっても、認定基準に適合しなくなった場合、認定を取り消されることがあります。

例えば、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定（地域再生法第 17 条の 2 第 3 項の認定をいう。以下同じ。）やフォローアップを十分にできていないような場合、地域再生計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれないため、当然、地域再生計画の認定は取消しの対象となり得ます。

Q 1 - 1 4 地域再生協議会を設置する場合、他の協議会の枠組みを活用することはできますか。
--

【回答】

地域再生計画を作成するに当たって地域再生協議会を設置することは必須ではありませんが、設置する場合、既存の他の協議会を活用することも可能です。ただし、既存の協議会の規約等を改正し、地域再生法に基づく地域再生協議会として位置づけるとともに、遅滞なくその旨を公表する必要があります。

2 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について

Q2-1 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画は、誰が作成し、どこに認定申請するものですか。

【回答】

地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を行おうとする法人又は個人事業者が作成し、特定業務施設の立地場所を計画区域に含む地方活力向上地域等特定業務施設整備事業が記載された地域再生計画の認定を受けた都道府県知事に認定申請します。

Q2-2 グループ通算制度の適用法人が地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定申請を行う場合、通算法人連名で申請を行う必要がありますか。

【回答】

グループ通算制度は、完全支配関係にある企業グループ内の各法人を納税単位として、その各法人が個別に法人税額の計算及び申告を行うこととなっております。そのため、グループ通算制度では地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を行う法人が単独で地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定申請を行うことになります。

(注) グループ通算制度については、下記 URL (国税庁 HP) を御参照ください。
(グループ通算制度の概要)

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5900.htm>

Q2-3 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業とはどのような事業ですか。

【回答】

地方活力向上地域又は準地方活力向上地域において、本店又は主たる事務所その他の地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資する業務施設（特定業務施設）を整備する以下の事業をいいます。

- ① 移転型事業とは、東京23区から認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域又は準地方活力向上地域に特定業務施設を移転して整備する事業
- ② 拡充型事業とは、認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域（拡充型事業の対象地域）において、特定業務施設を整備する事業

Q2-4 東京23区を除く集中地域から地方活力向上地域への移転は対象となりますか。また、地方活力向上地域から地方活力向上地域への移転の場合はどうなりますか。

【回答】

東京23区を除く集中地域や地方活力向上地域など、東京23区を除く地域から拡充型事業の対象地域への移転については、拡充型事業として本制度の対象（注）になり得ます。

（注） 対象となるためには、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定基準を満たす必要があります。詳細はQ2-19を御参照ください。

Q2-5 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の事業期間に上限はありますか。

【回答】

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定日から5年以内としております。

ただし、認定地域再生計画の計画期間を超える期間を地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の事業期間とすることはできません。

Q2-6 特定業務施設とはどのようなものですか。

【回答】

地域再生法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設とは、事業者の事業や業務を管理、統括、運営している業務施設をいい、登記簿上の「本店」であるという形式的判断ではなく、実際に本社機能を有している業務施設をいいます。

具体的には、事務所、研究所、研修所であって、次に掲げる業務施設をいい、原則として生産や対面の販売等の部門のために使用される部分は含まれません。

① 事務所であって、次に掲げる部門のために使用されるもの

ア) 調査及び企画部門（事業、製品の企画・立案や市場調査を行っている部門）

イ) 情報処理部門（自社のための社内業務としてシステム開発等の業務を専門的にを行っている部門）

ウ) 研究開発部門（基礎研究、応用研究、開発研究（設計、デザインを含む新製品の試作等）を行っている部門）

エ) 国際事業部門（輸出入に伴う貿易業務や海外事業の統括業務を行っている部門）

オ) その他管理業務部門（総務、経理、人事、その他の管理業務を行っている部門）

カ) 商業事業部門（商品の仕入、販売等の営業活動を行っている卸売業、小売業の部門、製造業における原材料の仕入、製品の販売等の営業活動を行っている部門（専ら業務施設において情報通信技術の活用により対面以外の方法による業務を行うものに限る。））

キ) 情報サービス事業部門（ソフトウェア開発、情報処理・提供サービス、映画・ビデオ制作、書籍等の出版等の業務を行っている部門）

ク) サービス事業部門（サービスを提供する事業を行っている部門（上記アからオに掲げる部門の業務の受託に関する業務を行うものに限る。））

② 研究所であって、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を行う事業者による研究開発において重要な役割を担うもの（事務所以外の施設内において研究開発を行う部門を

含む。)

- ③ 研修所であって、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を行う事業者による人材育成において重要な役割を担うもの

Q2-7 令和6年度から特定業務施設の対象となった商業事業部門（一部）のために使用される事務所とはどのようなものですか。

【回答】

令和6年4月1日から、商業事業部門のうち、「専ら業務施設において情報通信技術の活用により対面以外の方法による業務を行う事務所」は特定業務施設の対象となりました。

想定されるケースとして、専ら業務施設において、メールや電話、ウェブ会議システム、SNS、生成 AI 等を活用して顧客と非対面でコミュニケーションを行う販売・サービスの勧誘（営業）、販売、契約締結等に関する業務、営業管理又は市場調査に関する業務、購買管理又は購買企画に関する業務が挙げられます。

Q2-8 令和6年度から特定業務施設の対象となったサービス事業部門（一部）のために使用される事務所とはどのようなものですか。

【回答】

令和6年4月1日から、サービス事業部門のうち、「他社から調査企画、情報処理、研究開発、国際事業、その他管理業務の受託に関する業務を行う事務所」は特定業務施設の対象となりました。

想定されるケースとして、総務・経理・人事部門における非コア業務のビジネス・プロセスを IT の活用などにより外部へアウトソーシングするビジネス・プロセス・アウトソーシング（BPO）を受託する業務や、市場調査・経営企画等のコンサルティング業務などが挙げられます。

Q2-9 コールセンターは特定業務施設に該当しますか。

【回答】

コールセンター（コンタクトセンターなど電話やメール、ハガキ等により顧客等への対応を行う窓口を含む。）で行っている業務が、主としてマーケティングを行う調査部門や社内システムの問い合わせ窓口（運営管理）を行う情報処理部門（他社からの受託を含む。）の業務に該当する場合は、特定業務施設に該当します。

また、専ら業務施設において、電話やメール等により主として商品又はサービスの購買を勧誘（営業）する業務は、商業事業部門（専ら業務施設において情報通信技術の活用により対面以外の方法による業務を行うものに限る。）に該当するため、特定業務施設に該当します。

ただし、電話やメール等により主として外部からの苦情・照会への対応を行う業務は、

「その他の部門」に該当するため、特定業務施設には該当しません。

Q2-10 どのような方法で特定業務施設を整備する場合に、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定の対象となりますか。

【回答】

新築、増築、購入（新築）、購入（中古）、賃借、既存施設の用途変更のいずれかによって特定業務施設を整備する場合、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定の対象となります。

Q2-11 特定業務施設の整備に該当する用途変更とはどのようなものですか。

【回答】

特定業務施設の整備に該当する用途変更とは、①特定業務施設に該当しない既存施設の改修を行い、当該既存施設を特定業務施設となる事務所等に整備すること、又は②特定業務施設となる執務室等に事務機器を増設する等のオフィス環境を整備することをいいます。ただし、①の整備は、外形上明確に判別がつくものとし、一時的な事務作業等に用いられる場所の整備は、用途変更には該当しないことから、特定業務施設の整備には該当しません。

都道府県は、用途変更により特定業務施設を整備する計画申請がなされる場合、必要に応じて現地確認を行い、認定前の状況等を把握するなどし、実態が伴っているか否かを確認することが必要です。

Q2-12 用途変更におけるQ2-11①の整備及び②のオフィス環境の整備にはどのようなケースが該当しますか。

【回答】

以下のようなケースが該当します。

（Q2-11①の整備に該当するケース）

特定業務施設に該当しない既存施設を特定業務施設となる事務所等に整備する場合

（例）「倉庫」であった施設について、必要な造作（壁・床・天井の張替え、照明の取替え、業務用エアコンの設置、電話・インターネット回線等の配線の敷設、事務機器（コピー機、デスク、業務用パソコン等）の増設等）を加えて、「オフィス」環境を整備する。

（Q2-11②のオフィス環境の整備に該当するケース1）

従業員が常駐することはないが、事務作業等に用いられる場所を特定業務施設となる執務室等に変更・整備する場合

（例）「会議室」や「ショールーム」であったスペースについて、必要な造作（電話・インターネット回線等の配線の敷設、事務機器（コピー機、デスク、業務用パソコン等）の増設等）を加えて、「オフィス」環境を整備する。

(Q2-11②のオフィス環境の整備に該当するケース2)

従業員が常駐する場所の一部に特定業務施設となる執務室等の機能を新たに付与する場合

(例)「オフィス内の空きスペース」について、必要な造作(事務機器(コピー機、デスク、業務用パソコン等)の増設等)を加えて、「オフィス」環境を整備する。

Q2-13 「サテライトオフィス」は特定業務施設に該当しますか。

【回答】

一般に「サテライトオフィス」と呼称される業務施設の全てが特定業務施設に該当するわけではありませんが、実際に本社機能を有しているなど、Q2-6の①から③までに掲げる業務施設に該当する場合に限り、特定業務施設として取り扱うことが可能です。

Q2-14 特定業務児童福祉施設は、どのような施設が対象となりますか。

【回答】

地域再生法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設と併せて整備される当該従業員の児童に係る保育所その他の児童福祉施設であって内閣府令で定めるもの(以下「特定業務児童福祉施設」という。)とは、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を行う事業者の従業員の児童に係る保育所その他の児童福祉施設(専ら当該事業に係る特定業務施設において常時雇用する従業員の児童のために使用されることが目的とされているものに限る。)であって、次のいずれかに該当するものをいいます。

- ① 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設
- ② 児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業を行う施設
- ③ 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設(同項第1号に規定する家庭的保育者の居宅を除く。)
- ④ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う施設
- ⑤ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設(同項第1号ハに掲げる施設を除く。)
- ⑥ 児童福祉法第6条の3第13項に規定する病児保育事業を行う施設
- ⑦ 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所
- ⑧ 児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設(同項の規定による届出がされるものに限る。)のうち、③の家庭的保育事業を行うこと(同法第6条の3第9項に規定する業務)を目的とするもの(同法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者の居宅を除く。)、④の小規模保育事業を行うこと(同法第6条の3第10項に規定する業務)を目的とするもの若しくは⑤の事業所内保育事業を行うこと(同法第6条の3第12項に規定する業務)を目的とするもの(同法第6条の3第12項第1号ハに掲げる施設を除く。)又は⑦の保育を行うこと(同法第39条第1項に規定する業務)を目的とするもの

の

⑨ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園（同条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園を除く。）

⑩ 上記に掲げる施設と併せて整備される授乳室その他の子育てに関する施設

上記⑩の「その他の子育てに関する施設」として、例えば、乳幼児の食事スペースや小学生の宿題スペースなどが想定されます。

以下の特例措置において、特定業務施設と併せて整備される特定業務児童福祉施設が対象となります。

① 特定業務施設の新設又は増設に関する課税の特例（オフィス減税）

② 認定事業者に対する地方税の課税免除又は不均一課税に伴う減収補填

③ 地域未来交付金を活用した地方公共団体による認定事業者への補助

④ 独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証

⑤ 政府金融機関（日本政策金融公庫）による融資制度

なお、上記①と②については、特定業務施設の「新設」に併せて整備される特定業務児童福祉施設が対象となります。

Q2-15 特定業務児童福祉施設は、従業員以外の住民も利用可能でしょうか。

【回答】

特定業務児童福祉施設については、Q2-14のとおり、専ら当該事業に係る特定業務施設において常時雇用する従業員の児童のために使用されることが目的とされているものに限られているため、従業員の児童が利用することを想定しております。このため、税制措置は、従業員の児童専属部分のみが適用対象となります。従業員以外の児童の利用を想定する施設を併用する場合は、従業員の児童専属部分が（階層や部屋が分かれている等）明確に区分されていることが必要です。なお、従業員の児童の利用に加え従業員以外の児童の利用を想定している場合で、従業員の児童専属の部分とその他の部分を明確に区分することが困難な施設の整備を検討している場合は、地域未来交付金を活用した補助制度について、整備予定場所の都道府県へ御相談ください。

Q2-16 特定業務福利厚生施設は、どのような施設が対象となりますか。

【回答】

地域再生法第 5 条第 4 項第 5 号に規定する特定業務施設と併せて整備される特定業務施設の従業員の寄宿舍、社宅その他の福利厚生施設であって内閣府令で定めるもの（以下「特定業務福利厚生施設」という。）とは、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を行う事業者の従業員のために使用される施設であって、寄宿舍、社宅、寮、これら施設と併せて整備される売店、体育館その他の福利厚生施設をいいます。

寄宿舍、社宅、寮の違いについて、概ね以下の区分けを想定しておりますので、申請書

及び実施状況報告書作成の際には御参照ください。

- ① 寄宿舍…特定の施設に通う又は働く人のために設けられた共同宿舍を指し、単に便所・炊事場・浴室などが共同というだけでなく、(ア) 寝食を共同で行うなどの集団行動を前提としていることや、(イ) 会社など特定の施設に附属する施設（事業経営の必要上その一部として設けられているような事業との関連性を持つもの）を指す
- ② 寮…女性従業員、独身、単身赴任者等の特定条件を満たした人のみが利用できる共同住居を指し、(ア) それぞれが独立した生活を営む（一人一部屋等）点や、(イ) 寄宿舍のように業務施設又はその付近にあるわけではない点で、①と区別される
- ③ 社宅…企業が福利厚生の一環として社員（主に世帯向け）を対象に低家賃で提供する戸建て又は集合住宅を指し、社員寮のように一般的に単身の社員を対象としているものや、共用の浴場や炊事場等がない点で、②と区別される

独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証制度及び日本政策金融公庫による融資制度において、特定業務施設と併せて整備される特定業務福利厚生施設が対象となります。

Q2-17 特定業務福利厚生施設や特定業務児童福祉施設は、特定業務施設から離れている場所で整備することは可能でしょうか。

【回答】

特定業務施設の従業員の居住環境や子育て環境、地域の実情等を踏まえて、特定業務福利厚生施設や特定業務児童福祉施設を、特定業務施設から離れている場所に整備することは可能ですが、地方公共団体が地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を記載した地域再生計画に定める地方活力向上地域（移転型事業の場合は準地方活力向上地域を含む。）内であることが必要です。

また、特定業務施設、特定業務福利厚生施設又は特定業務児童福祉施設を別の住所で整備する場合は、「申請書様式（１）② イ）整備場所」の注記のとおり、施設ごとに記載する必要があります。

Q2-18 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画はいつまでに認定を受けることが必要ですか。

【回答】

地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を行おうとする法人又は個人事業者は、建物を新築又は増築しようとする場合にあっては、その着工前（用途変更しようとする場合にあってはその着手前）に、購入（新築）、購入（中古）又は賃借による場合にあっては、その売買や賃貸借の契約締結前に、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けることが必要です。

Q2-19 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定基準は何ですか。

【回答】

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けるためには、申請書並びに図面及び事業計画書等自治体へ提出された書類等の添付書類の記載内容が、以下の要件を満たす必要があります。

- ① 認定地域再生計画に適合するものであること（特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設及び特定業務児童福祉施設（以下「特定業務福利厚生施設等」という。）の整備を伴うものであること、地方活力向上地域又は準地方活力向上地域内で行われる事業であること、地方での安定した良質な雇用の創出や地域における雇用拡大の推進に資するものであること等）
- ② 認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の計画期間に地方活力向上地域等特定業務施設整備事業により整備される特定業務施設において特定業務に従事する常時雇用する従業員数が5人（中小企業者の場合は1人）以上であること
- ③ 認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の計画期間に地方活力向上地域等特定業務施設整備事業により整備される特定業務施設において増加させる特定業務に従事する常時雇用する従業員数（特定業務施設において新たに雇い入れる常時雇用する従業員及び集中地域にある特定業務施設以外の事業所から転勤した常時雇用する従業員の数に限る。）が5人（中小企業者の場合は1人）以上であること。加えて、移転型事業の場合には、計画期間を通じて当該特定業務施設において増加させる特定業務に従事する常時雇用する従業員数の過半数が東京23区からの転勤者であること、又は当該特定業務施設を事業の用に供した日から同日以後1年を経過する日までの間に当該特定業務施設において増加させる特定業務に従事する常時雇用する従業員数の過半数が東京23区からの転勤者であり、かつ、計画期間を通じて当該特定業務施設において増加させる特定業務に従事する常時雇用する従業員数の4分の1以上の数が東京23区からの転勤者であること（ただし、この場合において、特定業務施設における新規採用者の一部を、東京23区からの転勤者とみなします。※Q2-21に詳細。）
- ④ 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること

（注） 風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者は、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定申請をすることができません。

Q2-20 令和8年度から特定業務施設において増加させる特定業務に従事する常時雇用する従業員数の認定基準はどのように変更されますか。

【回答】

令和8年3月31日までに地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた場合には、特定業務施設において増加させる特定業務に従事する常時雇用する従業員数として含めることができるのは、特定業務施設において新たに雇い入れる常時雇用する従業員及び特定業務施設以外の事業所から転勤した常時雇用する従業員とされていました。

このうち特定業務施設以外の事業所からの転勤した常時雇用する従業員については、令

和8年4月1日以降に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受ける場合には、集中地域にある特定業務施設以外の事業所から転勤した常時雇用する従業員のみが対象となり、集中地域以外の地域にある特定業務施設以外の事業所から転勤した常時雇用する従業員は含めることはできません。

なお、令和8年3月31日までに地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者が令和8年4月1日以降に変更申請を行う場合、変更申請の認定における特定業務施設において増加させる特定業務に従事する常時雇用する従業員数の要件は、上記の令和8年4月1日以降の認定基準が適用されます。

Q2-21 移転型事業の増加従業員数に関する要件におけるみなし転勤者とはどのようなものですか。

【回答】

「計画期間を通じて認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の計画期間に地方活力向上地域等特定業務施設整備事業により整備される特定業務施設において増加させる特定業務に従事する常時雇用する従業員数の過半数が東京23区からの転勤者であること、又は当該特定業務施設を事業の用に供した日から同日以後1年を経過するまでの間に当該特定業務施設において増加させる特定業務に従事する常時雇用する従業員数の過半数が東京23区からの転勤者であり、かつ、計画期間を通じて当該特定業務施設において増加させる特定業務に従事する常時雇用する従業員数の4分の1以上の数が東京23区からの転勤者であること」との要件について、東京23区において従業員が減少する場合、以下の①と②を比較し、少ない方の数を上限として、特定業務施設における新規採用者を、東京23区からの転勤者とみなします。

①東京23区において減少する従業員数（注1）

②東京23区における定年退職者数と自己都合退職者数（注2）の合計数

すなわち、移転型事業の要件は「計画期間を通じて当該特定業務施設において増加させる特定業務に従事する常時雇用する従業員数の過半数が東京23区からの転勤者若しくは当該みなし転勤者（以下「東京23区からの転勤者等」という。）であること、又は当該特定業務施設を事業の用に供した日から同日以後1年を経過する日までの間に当該特定業務施設において増加させる特定業務に従事する常時雇用する従業員数の過半数が東京23区からの転勤者等であり、かつ、計画期間を通じた当該特定業務施設において増加させる特定業務に従事する常時雇用する従業員数の4分の1以上の数が東京23区からの転勤者等であること」となります。

（注1） 「東京23区において減少する従業員数」とは、以下のアからイを差し引いた数を指します。

ア 計画申請時の東京23区における従業員数

イ 計画終了時の東京23区における従業員数

（注2） 「自己都合退職者」とは、任意退職、有期契約における契約期間の満了、出向元への復帰による退職者を指します。

Q2-22 特定業務施設における従業員数は増加するものの、法人又は個人事業者全体の従業員数は減少するような場合、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けることができますか。

【回答】

地域再生法の目的の1つが地域における雇用機会の創出であることに鑑み、特定業務施設における従業員数の増加が見込まれること等の要件に加え、拡充型事業にあっては以下①、移転型事業にあっては以下①及び②のような地域の雇用増に資する事業でなければ、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けることができません。

- ① 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けようとする法人又は個人事業者が地方（注1）に有する全事業所（特定業務施設を含む。）のうち、当該計画に起因して従業員数が増減する全事業所において、新規雇用又は集中地域にある他の事業所からの転勤により本社機能に従事する従業員（注2）数が5人以上（中小企業者の場合は1人以上）増加することが見込まれること。
- ② 移転型事業は、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けようとする法人又は個人事業者が地方に有する全事業所のうち、当該計画に従って行う本社機能を有している業務施設の移転に起因して、閉鎖又は縮小が行われる事業所（注3）において本社機能に従事する従業員（注2）の人員整理及び通常の人事異動の範囲を超えた配置転換が行われるものでないこと。ただし、閉鎖等が行われる事業所の存する地域の活力を失わせることがない場合（注4）はこの限りでない。

よって、上記の要件を満たせば、例えば、定年退職等により法人又は個人事業者全体の従業員数が減少することをもって、直ちに地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けられないものではありません。

（注1） ここでいう地方とは、地方活力向上地域となり得る集中地域以外の地域を指しますが、移転型事業に限り、準地方活力向上地域となり得る地域も含みます。

（注2） 「本社機能に従事する従業員」とは、移転等が行われる業務部門の特定業務に従事する従業員だけでなく、当該業務部門以外の本社機能を有している業務部門に属する従業員も含みます。

（注3） 「当該計画に従って行う本社機能を有している業務施設の移転に起因して、閉鎖又は縮小が行われる事業所」とは、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って整備する特定業務施設に移転する業務部門が計画申請時に所在していた事業所であって、閉鎖又は縮小が行われる事業所のことをいいます。

（注4） 地域の活力を失わせることがない場合とは、例えば、閉鎖した事業所を他の事業者が引き継ぐことで当該事業所の雇用が維持されるような場合をいいます。

Q2-23 新たに整備する特定業務施設に本社機能を有している業務施設を移転した後、引き続いて当該特定業務施設を拡張するような場合や従業員を増加させようとする場合、移転型事業と拡充型事業それぞれの認定を受けることが必要ですか。

【回答】

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って、その事業期間内に行われる本社機能を有している業務施設の移転とそれに伴って行われる段階的な事業所の拡張や従業員の増加は一体的な移転型事業として認定することが可能です。

なお、都道府県は、本来拡充型事業として認定すべき事業を移転型事業として認定することがないよう、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の計画期間に地方活力向上地域等特定業務施設整備事業により整備される特定業務施設の規模が、当該特定業務施設において増加させる特定業務に従事する常時雇用する従業員数に比して極めて過大である等、移転型事業として疑義があると認められる場合は、事業計画の内容の整合性について確認し、整合性がないと判断される場合には移転型事業として認定を行わないようにすることが必要です。

Q2-24 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の対象となる業種はありますか。

【回答】

業種に制約はありませんが、特定業務施設はいわゆるオフィス等を想定しているため、原則として工場や店舗、単なる営業所（専ら業務施設において情報通信技術の活用により対面以外の方法による業務のために使用されるものを除く。）は対象になりません。

Q2-25 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の変更申請の手続はどのような場合に必要となりますか。

【回答】

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画を変更しようとする場合、地域再生法第17条の2第4項の規定に基づき、都道府県知事の認定が必要となります。

例えば、特定業務施設となる建物等の面積等の変更、社名の変更や代表者の変更、事業期間の延長などが考えられます。

なお、令和8年3月31日までに地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者が、令和8年4月1日以降に変更申請を行う場合、変更申請の認定には令和8年4月1日以降の認定基準（認定基準の詳細はQ2-19～Q2-22参照）が適用されます。

Q2-26 中小企業者の定義は何ですか。

【回答】

「中小企業等経営強化法」(平成11年法律第18号)に定義する中小企業者をいいます。

(注) 課税の特例措置及び減収補填措置の中小企業者の定義と異なりますので、御注意ください。

Q2-27 令和8年度から女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づく男女間賃金差異の公表義務を履行していない場合、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けることはできますか。

【回答】

令和8年4月1日以降、地域活力向上地域等特定業務施設整備計画の申請時に、女性活躍推進法に基づく男女間賃金差異の公表義務を履行していることを確認し、公表義務が課されている事業者が公表していない場合は、認定を受けることができません。

なお、男女間賃金差異の公表にあたっては、厚生労働省が運営する「女性の活躍推進企業データベース」での公表を推奨しています。

（注） 男女間賃金差異の公表義務の詳細等は以下URLを御参照ください。

（男女間賃金差異の解消に向けて）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukinbou/seisaku09/index.html

（女性の活躍推進企業データベース）

<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>

3 特例措置について

(全般)

Q3-1 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る特例措置は何ですか。

【回答】

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る特例措置は、以下の5つとなります。

- ① 独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証
- ② 特定業務施設の新設又は増設に関する課税の特例（オフィス減税）
- ③ 認定事業者に対する地方税の課税免除又は不均一課税に伴う減収補填
- ④ 地域未来交付金を活用した地方公共団体による認定事業者への補助
- ⑤ 政府系金融機関（日本政策金融公庫）による融資制度

(独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証について)

Q3-2 独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証とはどのようなものですか。

【回答】

都道府県から認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って企業の地方拠点の強化に関する事業を行う事業者が、当該事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債及び金融機関からの借入れに対して、独立行政法人中小企業基盤整備機構が債務保証を行うものです。

保証条件は、以下のとおりです。

- ① 対象事業者は、地域再生法に基づき都道府県知事の計画認定を受けた事業者であり、信用保証協会等の保証を受けることが困難な者
- ② 保証限度額は、15億円
- ③ 保証割合は、借入及び社債の元本の30%
- ④ 保証期間は、10年以内
- ⑤ 資金用途は、認定計画で認められた用途のうち設備資金
- ⑥ 形式は借入又は社債

Q3-3 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた場合、直ちに独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証を受けることができますか。

【回答】

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定をもって、直ちに債務保証を受けられるものではありません。

独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証は、認定事業者の財務が健全であること、保証付借入の資金用途が設備資金であることを満たした上で、金融審査等の総合判断に基づき決定されることになります。

Q3-4 独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証の相談窓口はどこですか。

【回答】

制度の詳細・融資の御相談等の問い合わせは、中小企業基盤整備機構のファンド事業部事業基盤支援課まで御連絡ください。

ファンド事業部事業基盤支援課：03-5470-1575

（オフィス減税について）

Q3-5 地域再生法に基づくオフィス減税とはどのようなものですか。

【回答】

オフィス減税とは、令和10年3月31日までに認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従い、地域再生法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設（同号に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものを含む。）に該当する建物及びその附属設備並びに構築物（建物等）の取得又は建設（取得等）をした場合に、当該建物等の取得価額に対し、以下の特別償却又は税額控除の選択適用ができる制度のことです

また、令和8年4月1日以降に新規に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた法人又は個人事業者については、中古資産の購入及び当該購入に伴う改修（以下「購入（中古）」という。）もオフィス減税の対象となり、以下の特別償却又は税額控除の選択適用ができることとなりました。

オフィス減税の適用要件として、建物等の取得価額要件（注1）や事業主都合による離職者がいないことの要件（注2）が設けられています。なお、税額控除については当期の法人税額等の20%が上限となります。

（新築・増築・購入（新築）の場合）

移転型：特別償却25%／税額控除7%

拡充型：特別償却15%／税額控除4%

（購入（中古）の場合）

移転型：特別償却15%／税額控除4%

拡充型：特別償却10%／税額控除2%

（注1） オフィス減税の対象となる建物等は、その取得価額の合計額が4,500万円以上（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者（同項第8号に規定する適用除外事業者又は同項第8号の2に規定する通算適用除外事業者を除く。）の場合は1,000万円以上）であるもの（以下「特定建物等」という。）となります。

また、オフィス減税の対象となる建物等の取得価額の合計額は80億円が上限とされています。このため、例えば一つの地方活力向上地域等特定業務施設整備計画において、

複数の独立した建物等で事務所等を整備する場合に、それぞれの建物等の取得価額が80億円を超える部分はオフィス減税の対象外となります。

なお、中小企業者は、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けようとする場合の中小企業者と定義が異なりますので、御注意ください。

(注2) オフィス減税の適用を受けるためには、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた日から特定建物等を事業の用に供した日を含む事業年度（個人事業者の場合は事業の用に供した日の属する暦年。以下「供用年度」という。）の終了の日（個人事業者の場合は事業の用に供した日の属する暦年の12月31日。以下同じ。）までの期間内に、認定事業者において事業主都合による離職者がいないことが必要です。事業主都合による離職者がいないことの要件については、Q3-12を御参照ください。

Q3-6 令和8年度から措置されるオフィス減税の上乗せ措置とはどのようなものですか。

【回答】

令和8年4月1日以降に新規で地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた場合に、その計画に係る特定業務施設がQ3-5の要件に加えて以下の要件を満たすことで、特定建物等の取得価額に対し、拡充型の場合には、20%の特別償却又は5%の税額控除が、移転型の場合には、25%の特別償却又は8%の税額控除の選択適用ができることとなりました（ただし、税額控除については当期の法人税額等の20%が上限）。

なお、当該措置を受けることができるのは新築・増築・購入（新築）により特定建物等を整備した場合であり、購入（中古）による整備の場合は適用されません。

（中小企業者以外）

- ① 取得価額の合計額が10億円以上。
- ② 供用年度の終了の日においてその特定業務施設に勤務する特定雇用者（注1）の増加数（注2）が60人以上。
- ③ 認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された整備計画期間内に特定業務施設において増加させると見込まれる常時雇用する従業員の数が60人以上。

（中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。））

- ① 供用年度の終了の日においてその特定業務施設に勤務する特定雇用者（注1）の増加数（注2）が20人以上。
- ② 認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された整備計画期間内に特定業務施設において増加させると見込まれる常時雇用する従業員の数が20人以上。

（注1）特定雇用者の定義はQ3-17を御参照ください。

（注2）増加数の対象となる者は以下の従業員です。

- ① 供用年度に新たに雇用された特定雇用者で、当該供用年度終了の日において特定建物等に係る特定業務施設に勤務するもの
- ② 供用年度において、集中地域内にある事業所から特定業務施設に転勤した特定雇用者

で、当該供用年度終了の日において特定建物等に係る特定業務施設に勤務するもの（ただし、当該供用年度において集中地域以外の地域内にある事業所（当該特定建物等に係る特定業務施設を除く。）に勤務していた者及び①に掲げる者を除く）

Q3-7 地域再生法に基づくオフィス減税の税目は何ですか。

【回答】

法人であれば法人税が、個人事業者であれば所得税が対象となります。

Q3-8 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って整備した特定業務施設及びこれと併せて整備される特定業務児童福祉施設にかかるオフィス減税の適用を受けるためには、いつまでに建物等の取得等を行うことが必要ですか。

【回答】

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定事業者がオフィス減税の適用を受けるためには、令和10年3月31日までに認定を受けた法人又は個人事業者が、その認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日までに、建物等の取得等をし、事業の用に供することが必要です。

Q3-9 同一の建物内に対象施設（特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務児童福祉施設をいう。）以外の業務施設（工場や店舗等）を有する場合、オフィス減税の対象となる設備投資額はどのように算定しますか。

【回答】

同一建物において対象施設（特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務児童福祉施設をいう。以下同じ。）とそれ以外の部分が混在する場合には、階層単位や執務室単位等、具体的な業務施設の構造等を勘案し、対象施設となる部分を明らかに区分することができる場合には、建物の取得価額のうち、その部分に相当する金額について、オフィス減税を受けることができます。

この場合、投資減税額の算定方法については、対象施設にかかる部分のみを延べ床面積按分（建物附属設備や構築物で対象施設とそれ以外の部分で共用するものがある場合は、面積に応じ按分）により算出することとなります。

Q3-10 自治体等から補助金を受けて取得した建物等はオフィス減税の対象となりますか。

【回答】

自治体等からの補助金の適否は、今回の特例措置の適用に影響ありません。よって、自

治体等から補助金を受けて取得した建物等であってもオフィス減税の対象となり得ます。

ただし、国又は地方公共団体から補助金、助成金又は給付金を受け取って、建物等を取得した場合には、圧縮記帳を適用することにより、オフィス減税の適用額が変わります。

Q3-11 建物の賃借や用途変更による整備も、オフィス減税の対象となりますか。

【回答】

建物の賃借や用途変更による特定業務施設の整備は対象外です。令和8年4月1日以降に認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画において改修が対象となるのは中古資産の購入に伴うもののみであり、既存施設の用途変更や賃貸による整備と合わせて行う改修は、中古資産の購入を伴わないため対象となりません。

一方、建物の賃借の場合であっても、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る特例措置として、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定事業者に対して、地方公共団体が、物件の改修、中古物件の取得、物件の賃借に係る補助を行う場合に、地域未来交付金を活用可能としています。詳細はQ3-27を御参照ください。

Q3-12 認定事業者において事業主都合による離職者がいないことの要件を満たすためにはどのようなことが必要ですか。

【回答】

整備する特定業務施設のみならず、法人全体（又は個人事業者全体）において、人員整理、事業の休廃止等による解雇による離職者がいないことが必要です。

ただし、以下のような場合は人員整理、事業の休廃止等による解雇に当てはまりません。

- ・ 労働者の責めに帰すべき重大な事由による解雇
- ・ 天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇
- ・ 希望退職制度に依拠して退職した場合、退職勧奨に依拠して退職した場合などの事業主の勧奨等による任意退職（いわゆる退職勧奨）

Q3-13 事業主都合による離職者がいないことの要件で対象となるのはどのような労働者ですか。

【回答】

法人（個人事業者の場合は当該個人）の使用人（法人の役員（個人事業者の場合は当該個人）と特殊の関係のある者（注）及び使用人兼務役員を除く。）のうち雇用保険一般被保険者又は雇用保険高年齢被保険者に該当する労働者となります。

（注） 特殊の関係のある者とは、次に掲げる者をいいます。

（法人の場合）

a. 役員の親族

b. 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

c.a・bに掲げる者以外の者で役員から生計の支援を受けているもの

d.b・cに掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

(個人事業者の場合)

a.当該個人の親族

b.当該個人と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

c.a・bに掲げる者以外の者で当該個人から受ける金銭その他の資産（給与等に該当しないものに限る。）によって生計の支援を受けているもの

d.b・cに掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

Q3-14 事業主都合による離職者がいないことを証明するために、必要となる手続はどのようなものですか。

【回答】

オフィス減税の適用要件である事業主都合による離職者がいないことを証明するための手続は以下のとおりとなります。

供用年度開始日から2ヶ月以内（認定日が供用年度に含まれる場合は、認定日から2ヶ月以内）に特定業務施設を管轄するハローワークに雇用促進計画を必ず提出してください。なお、雇用促進計画を提出することで、効果的にハローワークの求人者サービスなどの雇用支援を活用することとあわせ、供用年度終了前に、事業主都合による離職者がいないことの証明を受ける必要がある旨の連絡を受けることができます。

供用年度の終了の日の属する月の前月における初日から2ヶ月以内に、認定日から供用年度の終了の日までの間における事業主都合による解雇の有無を、雇用促進計画及び関係書類を提出することにより、特定業務施設を管轄するハローワークに必ず申告してください。

特定業務施設を管轄するハローワークにて確認を行った上で、後日、事業主都合による解雇の有無を確認した旨を記載した書類が交付されますので、当該書類を認定事業者において保存しておく必要があります。

Q3-15 雇用促進計画をEメールや郵送で提出することはできますか。

【回答】

Eメールや郵送による提出も可能ですが提出期限必着となります。

なお、雇用促進計画の達成状況の確認については、ハローワークで受付してから返送までに約2週間～1ヶ月程度を要しますので、確定申告書の提出期限に留意して、余裕をもって提出してください。

Eメールでの提出は、雇用促進計画の受付から達成状況の確認まで一連の手続をEメールで希望する事業主に限っています（この場合、雇用促進計画の達成状況については確認後、確認印を押印のうえPDF化してメールで交付させていただきます。）。

また、Eメールによる提出にあたっては、雇用促進計画の所定様式及び確認書類を提出する場合に加え、雇用促進計画の所定様式をEメールで提出し、確認書類は郵送とする方

法も可能としています。

なお、Eメールは雇用促進計画提出用アドレス（sokusinkeikaku@mhlw.go.jp）を使用し
ていただき、メールの容量が10 MBを超える場合は郵送をご利用ください。

Q3-16 合併等により組織再編が行われた場合は、どの範囲で事業主都合による
離職者がいないことの要件を満たすことが必要となりますか。

【回答】

認定日から供用年度の終了の日の間に行われた合併等（注1）に係る合併法人等（注2）
に該当する場合は、当該合併等の合併法人等及び当該合併に係る被合併法人等（注3）の
当該認定日から当該合併等の日までの期間及び当該合併等の合併法人等の当該合併等の日
から供用年度終了の日までの期間について、事業主都合による離職者がいないことが必要
となります。

また、特定業務施設を含む組織再編がなされた場合には、整備計画の変更届を整備計画
の認定主体（都道府県知事）へ届け出る必要があります。

（注1） 合併、分割、現物出資又は現物分配を指します。

（注2） 合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人を指します。

（注3） 被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人を指します。

Q3-17 上乗せ措置の要件となっている特定雇用者はどのような労働者が対象と
なりますか。

【回答】

特定雇用者とは以下のいずれにも該当する者をいいます。

- ① 個人事業者又は法人の役員と特殊の関係のある者（注）及び使用人兼務役員を除いた
雇用保険一般被保険者
- ② 期間の定めのない雇用による労働者
- ③ フルタイム雇用の労働者

（注） 「特殊の関係のある者」の定義はQ3-13の注記を御参照ください。

Q3-18 オフィス減税の上乗せ措置の適用を受けるために必要となる手続はどの
ようなものですか。

【回答】

上乗せ措置の適用要件である特定雇用者の実績増加数の証明するための手続は以下のと
おりとなります。

供用年度開始日から2ヶ月以内（認定日が供用年度に含まれる場合は、認定日から2ヶ
月以内）に特定業務施設を管轄するハローワークに特定雇用者の目標増加数などを記載し

た雇用促進計画を必ず提出してください。なお、雇用促進計画を提出することで、効果的にハローワークの求人者サービスなどの雇用支援を活用することができます。

供用年度の終了の日の属する月の前月における初日から2ヶ月以内に、提出した雇用促進計画の達成状況について確認書類とあわせて、特定業務施設を管轄するハローワークに必ず提出する必要があります。

特定業務施設を管轄するハローワークにて確認を行った上で、後日、雇用促進計画の達成状況を確認した旨を雇用促進計画の様式を用いて交付しますので、確定申告において当該書類を特定雇用者の実績増加数の証明として使用してください。

Q3-19 複数の地域でそれぞれ地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けて特定業務施設を整備する予定です。雇用促進計画は1つにまとめて作成するのでしょうか。

【回答】

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた特定業務施設ごとに雇用促進計画を作成する必要があり、複数の雇用促進計画を1つにまとめて作成することはできません。

Q3-20 特定雇用者の採用を複数回に分けて行った場合や、事業年度中に特定雇用者の離職があった場合には供用年度の終了の日における特定雇用者数はどのように算出しますか。

【回答】

供用年度中に、特定雇用者の採用が複数回行われた場合、特定雇用者自身の都合による離職があった場合及び特定雇用者が高年齢雇用保険被保険者又は役員となった場合には、これらの採用や離職等による特定雇用者数の増減を含めて、供用年度の終了の日における特定雇用者数を算出することとなります。

Q3-21 すでに雇用促進計画を事業年度開始後2ヶ月以内に提出している事業者が、当該事業年度の途中に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた場合、オフィス減税の上乗せ措置を受けるために必要となる手続はどのようなものですか。

【回答】

雇用促進計画の一式を提出している場合、認定後、速やかにハローワークに認定日について連絡するとともに、認定に伴い雇用促進計画の記載を追記し、未提出の以下の書類がある場合には、追加提出することが必要です。

- ① 雇用促進計画－1
- ② 雇用促進計画－2
- ③ 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の写し

- ④ 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定通知書の写し
⑤ 主たる事業所及び特定業務施設の雇用保険適用事業所設置届・変更届の事業主控えの写し（注）

（注） 雇用促進計画提出時に特定業務施設が一の雇用保険適用事業所になっていない場合は、当該特定業務施設の雇用保険適用事業所設置届・変更届の事業主控えの写しを提出する必要はありません。事業年度中に当該特定業務施設を一の雇用保険適用事業所とした場合は、達成状況の確認時に提出してください。

Q3-22 令和6年度税制改正におけるオフィス減税に関する経過措置とはどのようなものですか。

【回答】

令和6年度税制改正において、オフィス減税における中小企業者以外の事業者の取得価額要件の見直し（3,500万円以上（注））及び取得価額の合計額のうちオフィス減税の対象となる金額に80億円の上限が新たに設けられました。

この改正は、令和6年4月1日以降に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者が取得等をした当該整備計画に記載された特定業務施設となる建物等に対して適用されます。なお、令和6年3月31日までに地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者がその後取得等をした当該整備計画に記載された特定業務施設となる建物等については、改正前の取得価額要件（2,500万円以上（中小事業者等の場合は、1,000万円以上））が適用され、減税の対象となる金額に上限はありません。

また、特定業務施設の新設と併せて整備される特定業務児童福祉施設は、地域再生法の一部を改正する法律（令和6年法律第17号）による改正後の地域再生法の施行日（令和6年4月19日）以降に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者が取得等をした当該整備計画に記載された特定業務児童福祉施設となる建物等に対して適用されます。

（注） 令和8年度税制改正において中小企業者以外の事業者の取得価額要件が4,500万円以上に見直されました。詳細はQ3-5及びQ3-23を御参照ください。

Q3-23 令和8年度税制改正におけるオフィス減税に関する経過措置とはどのようなものですか。

【回答】

令和8年度税制改正において、中小企業者以外の事業者の取得価額要件の見直し（4,500万円以上）及び整備計画の認定を受けた日からオフィス減税の適用を受けようとする事業年度終了の日（個人事業者の場合は適用を受けようとする年の12月31日）までの期間内に、認定事業者において事業主都合による離職者がいないことが適用要件として新たに設けられました。

この改正は、令和8年4月1日以降に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定

を受けた事業者及び当該事業者が取得等をした当該整備計画に記載された特定業務施設となる建物等に対して適用されます。なお、令和8年3月31日までに地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者がその後取得等をした当該整備計画に記載された特定業務施設となる建物等については、改正前の取得価額要件（3,500万円以上（中小事業者等の場合は、1,000万円以上））が適用され、事業主都合の離職者がいないことの要件は適用されません。

（雇用促進税制について）

Q3-24 令和8年度税制改正における雇用促進税制に関する経過措置とはどのようなものですか。

【回答】

令和8年度税制改正において、令和8年3月31日の期限の到来により、雇用促進税制は廃止となりました。

ただし、令和8年3月31日までの地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた場合（令和8年3月31日までの地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受け、令和8年4月1日以降に変更認定を受けた場合も含む）、雇用促進税制の適用が可能です。適用に際しての要件・手続、使用する従前の「雇用促進計画」の様式及び提出書類の詳細は以下を御参照ください。

（注） 厚生労働省 HP：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/roudoseisaku/koyousokushinzei.html

（地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置（減収補填）について）

Q3-25 地域再生法に基づく地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置とはどのようなものですか。

【回答】

地方自治体が特定業務施設を新設又は増設した認定事業者に対する地方税の課税免除又は不均一課税を行った場合、その減収に対して普通交付税による補填措置が講じられるものです。

移転型事業に対する地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の対象税目は特定業務施設に係る事業税、特定業務施設若しくは特定業務施設の新設に併せて整備される特定業務児童福祉施設に係る不動産取得税又は固定資産税となり、拡充型事業に対する地方税の不均一課税に伴う措置の対象税目は、特定業務施設若しくは特定業務施設の新設に併せて整備される特定業務児童福祉施設に係る不動産取得税又は固定資産税となります。

Q3-26 不均一課税ではなく、課税免除を行った場合でも、減収補填措置の対象となりますか。

【回答】

平成 30 年 5 月 31 日以前は地方自治体が地方税の不均一課税を行った場合のみを減収補填措置の対象としていましたが、平成 30 年 6 月 1 日以降、移転型事業に限り、不均一課税に加え課税免除を行った場合も減収補填措置の対象となります。

（地域未来交付金を活用した地方公共団体の補助制度について）

Q3-27 地域未来交付金を活用した地方公共団体による認定事業者への補助制度とはどのようなものですか。

【回答】

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定事業者が、地方公共団体と連携し、地域への高い波及効果又は地域課題解決に資する効果が生まれる事業を実施する場合において、地方公共団体が、当該事業に関連して、物件の改修、中古物件の取得、物件の賃借に係る補助を認定事業者に行う場合には、地域未来交付金を活用することが可能です。

本申請主体は都道府県に限られており（都道府県と域内の市区町村の広域連携事業の申請も可能）、認定事業者と連携して、地域への高い波及効果又は地域課題解決に資する効果が生まれる事業であること、KPI の 1 つに、「認定事業者の県外からの転勤者又は新規の常時雇用者の合計」を設定することなどの要件を満たす必要があります。

地方公共団体が、物件の改修、中古物件の取得、物件の賃借に係る補助を行う場合、認定事業者に応分の負担を求めることとし、認定事業者に対する補助上限額は、以下のとおりです。

- ① 物件の改修、中古物件の取得は、地方公共団体の裁量で補助率を設定可能であるが、国負担の補助上限額は以下の通り。
 - ア）移転型：認定事業者の整備費用の 7%（かつ地方公共団体負担額の範囲内）
 - イ）拡充型：認定事業者の整備費用の 4%（かつ地方公共団体負担額の範囲内）（注）例えば、移転型の認定事業者の物件の改修費用が 2,000 万円で、地方公共団体の補助全てが交付対象経費のケース。
 - ・ 地方公共団体が 400 万円補助する場合、国の交付額は 140 万円。
 - ・ 地方公共団体が 200 万円補助する場合、国の交付額は 100 万円。
- ② 物件の賃借に係る地方公共団体の認定事業者に対する補助率は 50% を上限とし、特定業務施設の賃借後 3 年間の経費を上限

なお、地域未来交付金の申請事業については、上記の適用要件を満たしていることに加え、事業そのものに関する審査が行われます。

（政府系金融機関（日本政策金融公庫）による融資制度について）

Q3-28 日本政策金融公庫による融資制度とはどのようなものですか。

【回答】

都道府県から認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って企業の地方拠点の強化に関する事業を行う事業者が、日本政策金融公庫による「地域活性化・雇用促進資金」の借入を申し込むことができます（審査の結果、ご希望に添えない可能性があります）。

「地域活性化・雇用促進資金（地域再生法関連）」の制度概要は、以下のとおりです。

- ① 対象事業者は、地域再生法に基づく地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者
- ② 資金使途は、認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って事業を行うために必要な設備資金及び長期運転資金
- ③ 貸付期間は、設備資金の場合は20年以内（うち据置期間2年以内）、長期運転資金の場合は10年以内（うち据置期間2年以内）
- ④ 貸付限度は、7.2億円
- ⑤ 貸付利率は、基準利率。ただし、設備資金については、2.7億円を限度として特別利率③（なお、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。）

Q3-29 日本政策金融公庫による融資制度の相談窓口はどこですか。

【回答】

制度の詳細・融資の御相談等の問い合わせは、日本政策金融公庫の事業資金相談ダイヤルまで御連絡ください。

事業資金相談ダイヤル：0120-154-505（平日9時～17時）